

早稲田大学大学院法学研究科

2018年1月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目

中国の捜査法

——法令の解釈と実務の運用——

申請者氏名 何 琳

主査	早稲田大学教授	博士（法学）（北海道大学）	寺崎嘉博
	早稲田大学名誉教授	博士（法学）（早稲田大学）	小口彦太
	早稲田大学教授	法学博士（北海道大学）	本間靖規
	早稲田大学教授	博士（法学）（立教大学）	松澤 伸

何琳氏博士学位申請論文審査報告書

早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程学生 何琳氏は、早稲田大学学位規則第7条第1項に基づき、2017年10月12日、その論文「中国の捜査法—法令の解釈と実務の運用—」を早稲田大学大学院法学研究科長に提出し、博士（法学）（早稲田大学）の学位を申請した。後記する審査委員は、上記研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2018年1月12日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

I. 本論文の目的・特徴と構成、内容

1. 本論文の目的と特徴

本論文は、日本の捜査段階における重要な問題、とりわけ弁護権や黙秘権を中心に、その在り方と意義とを考察するものである。その考察は、日本とは政治体制も捜査の制度・手法も異なる中華人民共和国（以下、「中国」と呼ぶ）における捜査法と比較する方法によっている。

中国の捜査法は、日本の捜査法とは根本的に異なり、弁護権や黙秘権等に限らず、そもそも基本的な理念や概念が異なる。したがって、何琳氏が採った論述の方法は、まずもって中国の司法制度とりわけ人民検察院や日本の警察にあたる公安など捜査機関の組織、権限分担つまり管轄の問題、日本の裁判所にあたる人民法院の組織と捜査との関係、さらには未決人員の収容施設などを詳述することであった。

これら中国の捜査過程についての叙述は、まず中国の制度の紹介から始まる。この叙述はきわめて詳細であり丁寧である。「2013年から毎年、中国…において刑事捜査の警察官[公安]の捜査活動に立ち会った（167頁）筆者だからこそ入手し得る貴重な資料や見聞に基づいた丹念な叙述だと言えよう。日本の制度を中国の制度と比較して、そこに伏在する問題点を摘出するという研究目的から見ると、この詳細な記述こそ本論文にとって不可欠なものだということが、読み進むにつれて次第に明らかになる。

また、何琳氏は、本論文の第2編で警察官[公安]へのインタビューを試み、第3編では、総計378名の警察官[公安]に対して実施したアンケートの結果を掲載したうえで、それぞれインタビューの内容に詳細なコメントを付し、またはアンケートへの回答について論じている。この第2・第3編は、いわゆる「条文解釈」ではない。しかしながら、日本と中国とは、そもそも政治体制を異にする。さらに、中国における条文解釈は、国家機関による有権解釈が優越的な地位を占めている。しかも、人民法院、人民検察院、公安機関の3者がそれぞれ異なった解釈をし、裁判官[审判员]も検察官や警察官も、それぞれ自己が所属する機関の解釈に従っている。それに加えて、黙秘権などの基本的人権に対する感覚もまた、日本と中国、両国民の間で異なっている。一般人はおろか警察官さえもがそうである。このような状況のもとで中国と日本の2国間で比較を試みる以上、インタビューやアンケート調査を用いた実証的な分析手法

は、本研究にとって不可欠なアプローチ方法である、と評価してよいように思われる。

2. 本論文の構成

本論文は、款の単位までで示すと、以下のような構成になっている。

第1編 中国における捜査手続

第1章 捜査機関

第1款 警察組織の区分 第2款 捜査機関 第3款 捜査機関の職員

第2章 検察機関

第1款 人民検察院の組織 第2款 検察の職員

第3章 裁判機関

第1款 人民法院の組織 第2款 人民法院の審級 第3款 人民法院の職員

第4款 判事の等級 第5款 人民法院と捜査

第4章 未決の収容施設

第1款 看守所 第2款 拘留所 第3款 収容教育所

第4款 収容矯正所 第5款 戒毒所

第5章 捜査の過程

第1款 身体の拘束—強制措置— 第2款 捜査行為[侦查行为]

第3款 搜索・押収 第4款 特殊な捜査手法

第6章 弁護権

第1款 日本における弁護権 第2款 中国における弁護権

第2編 中国における捜査手続の実態

第1章 公安機関における活動の実態

第1款 刑事警察の活動と組織 第2款 刑事警察の活動

第3款 刑事手続の流れ

第2章 被疑者の権利

第3章 捜査の現状についての警察官の不満

第1款 捜査の現状への不満 第2款 捜査に関する改革

第4章 中国人の法意識

第1款 検察官と警察官との関係 第2款 一般の中国人の遵法意識

第3款 「法治国家」の意識

第3編 中国における捜査手続の実態—アンケート調査に基づく考察—

第1章 アンケートの結果

第2章 アンケートの結果と【コメント】

3. 本論文の内容

第1編は、法令の解釈によって中国の捜査法を論じるものである。捜査機関の組織、捜査によって侵害される人権と捜査の手段などを関連法令に沿って詳述している。

第1章は3款からなり、第1款で警察組織の区分、第2款では捜査機関(公安機関[第1

節)、国家安全機関〔第2節)、軍隊〔第3節)を具体的に論じ、第3款で公務員概念(第1節)、司法公務員概念(第2節)、公安機関の職員(第3節)などを論じている。

第2章は検察機関を論じる。第1款で人民検察院について詳しく述べ、組織(第1節)、検察の職員(第2節)、検察長(第1項)、検察委員会(第2項)を論じる。

第3章は裁判機関について述べている。組織(第1款)、審級(第2款)、人民法院の職員(第3款)を詳述し、審判人員(第1節)、院長、副院長など(第2節)の職位、審判人員の回避(第3節)を論じる。また、判事の等級(第4款)なども詳述している。

第4章では、看守所(第1款)、拘留所〔拘役所〕(第2款)、収容教育所(第3款)、収容矯正所〔劳动教养所〕(第4款)、戒毒所〔强制隔离戒毒所〕(第5款)を検討する。

第5章では捜査過程を概観している。第1款は「身体の拘束」。第1節で連行〔传唤〕を詳述し、連行と呼出し〔传唤〕、連行と留置との違いなどが論じられる。第2節は取保待審〔取保候审〕、第3節では「居住監視〔监视居住〕」を、第4節は逮捕〔拘留〕を、そして第5節は勾留〔逮捕〕を扱っている。

第2款では、捜査行為〔侦查行为〕を扱う。取調べの課程、公安による予審について詳述し(第1節)、第2節では「取調べと黙秘権」を論じている。「中国では黙秘権が認められない」という理解が一般だが、この理解は必ずしも正確ではないと主張する。まず、黙秘権の日本での通説を検討し、英米での理解をも概観する。このような考察を踏まえ、中国での黙秘権理解を詳細に検討している。筆者は、中国において「自己負罪拒否特権」、「違法収集証拠排除法則」、「ありのままに回答する〔如实回答〕」義務など、「黙秘権」以外の概念との相違に関する議論を詳細に検討している。著者は、中国での黙秘権に関する立法の経緯を概観したうえで、「自己負罪拒否特権」と「黙秘権」とは同じ概念であって、被疑者・被告人に対して、「事実上」供述を強要することを禁じる原則だと解する。このように解するとき、「ありのままに回答する」義務を課し、被疑者の供述が真実であれば寛大な措置を執る〔认罪认罚从宽〕ことは、1つの立法政策として見る限り、首肯し得るものだという。

第3款では、搜索・差押えが論じられる。搜索は日本の概念とほぼ同じだが、中国では、逮捕や勾留にあたって急を要する場合は、搜索状なしに搜索することができる。押収には、押収〔扣押〕と押収封緘〔查封〕とがある。両者の相違点、押収の手続などが詳細に論じられる。第3節では識別〔辨认〕、第4節は指名手配、第5節では鑑定を論じる。第4款は、記録監視〔记录监控〕、所在監視〔行踪监控〕、通信監視〔通信监控〕、場所監視〔场所监控〕など技術捜査の手法〔技术侦查措施〕を扱う。第3節では、その手続を論じ、第4節で、おとり捜査とコントロールド・デリバリーについても言及している。

第6章では弁護権を論じる。第1款で日本における弁護権概念、第2款で中国におけるそれを検討した上で、日本と中国との弁護権概念を比較法的な観点から論じる。また、中国の79年刑訴法から現行刑訴法までの法改正を分析し、中国における弁護権保障の問題点を摘出する。中国では、96年刑訴法の規定(「弁護士〔律师〕を雇うこと〔聘请〕ができる」)は捜査段階の被疑者に弁護人依頼権を保障しているのか否かが、議論さ

れた。79年刑訴法も96年刑訴法も、捜査段階での弁護活動という概念を念頭に置いていなかったが、現行刑訴法は、捜査段階でのそれをも含む広い弁護活動を認めている、と筆者は言う。もっとも、かつて捜査段階での弁護人の活動が重視されなかったのには理由がある。今でも警察官の中に根強く存在する、弁護人の捜査への関与に対する嫌悪感である。この嫌悪感は、弁護士に対する悪しき偏見でもある。時の経過によって徐々に解消してゆく他はない。捜査を担当する人々の意識が変わらなければならない。そして、若い世代の警察官の意識は次第に変わりつつある、と分析する。

第2編と第3編では、実証的な手法を採り、法令の運用面に焦点を当てる。(a)入手し得た公開可能な資料、(b)一緒に捜査に携わった警察官へのインタビュー、(c)警察官へのアンケート調査などをもとに、運用の実態を叙述している。

第2編では、警察官に直接インタビューした結果を再現し、整理して再構成し、筆者のコメントを付している。第1款と第2款は、専行行動・専行検査、刑事捜査警察に課されるノルマなどについての回答を収載し解説している。そこで描出されるのは、基層警察署[基层派出所]の警察官達が、厳しいノルマを課され、専行行動・専行検査等に時間を割かざるを得ず、そして上級警察の仕事を肩代わりしている実態である。刑事事件の捜査以外の業務に忙殺されながらも、事件の解決に奔走している姿が、インタビューを通じて活写されるのである。第3款は身体拘束の問題を扱っている。ここでは、取調べは自白獲得の手段か、非正常死、取調べの録音・録画、警察官が被疑者を殴る理由、自白偏重の問題、刑事技術吏員の人員不足などの問題を検討している。ここでも、刑事警察官達が多くの障害に阻まれながらも、懸命に努力している姿が描き出される。

第3編は、総計378名の警察官を対象にしたアンケート調査の回答を整理し、筆者のコメントを付したものである。なお、アンケートの自由記載欄に回答者が記載した内容には、かなり本質を突いた意見がある。また無記名だという安心感もあってか、これら回答者は、刑事警察官の本音を吐露している。第2編のインタビューでも明らかになった警察官の刑事弁護人に対する侮蔑あるいは嫌悪感も、包み隠すことなく語られる。その他にも、被疑者の自白を引き出す取調べのテクニック、被疑者を殴る場所、殴る身体的部位など赤裸々な記述が散見される。また、被疑者を殴るのは自白させるためだけではなく、被疑者の挑発に乗って殴る、被疑者が暴れて同僚に暴行したので殴ったなど、必ずしも自白を引き出すのが目的ではない、という実態も明らかになる。他方で、被疑者への暴行が取調べにとって悪影響を及ぼすという認識や、近年では被疑者を殴るとネットなどで暴かれ、辞職せざるを得なくなるので暴力は振るわない、といった、警察官の意識の変化も見て取れる叙述になっている。

II. 本論文の評価

1. 本論文審査の視座

われわれが審査にあたって考慮したのは、本論文が、日本法の解釈に新しい知見を与えるものか否かである。もっとも、何琳氏の母国語は中国語であり、日本語を用いて論文を執筆している。われわれ日本人が日本法と外国法との比較研究をする場合、たとえばドイツの論争状況を分析して、その解釈論を日本の条文解釈に役立てるのが通常である。つまり、外国法は、日本法を解釈するための、いわば「他山の石」だと言えよう。その場合、日本人が日本法の欠陥を指摘し、あるいは提言をすることに何の問題もない。しかしながら、留学生が母国の法制度を参考にし、日本語を用いて日本法の解釈論を展開する場合、日本法の解釈が母国の法制度から見て間違っている、あるいは、こういう解釈をすべきだ、と主張するとすれば、日本人読者の感情として、いくばくかの違和感が生じることは否めないだろう。この点を配慮してか、本論文は、黙秘権あるいは弁護権といった日本においても重要なテーマについて、直接的な批判は避けている。中国における状況や問題点を分析することで、日本において謂わば常識とされている認識に対する疑念を浮かび上がらせるという手法を採っている。

ちなみに、黙秘権と弁護権に焦点を絞った理由を、公開審査で筆者に確認した。中国には、強制処分法定主義も、逮捕前置主義も、令状主義も存在しない。逮捕のような強制措置[強制措施]は公安機関などの責任者の承認を得て行うのであって、日本のように裁判官の令状によるわけではない。そのような根本的な違いを考慮すると、日本と中国との間で比較できるのはかろうじて「黙秘権」と「弁護権」だと考えたからだという回答であった。本論文の審査にあたっては、上記の諸点をも十分に考慮した。

2. 内容の評価

以下では、本論文の論述に即して、われわれ審査員の評価を示す。

(1)本論文は、大きく2つの部分に分けることができる。第1編と第2・第3編とである。第1編では、まず第1章において中国の警察組織、第2章で人民検察院、第3章で人民法院につき、その組織や職員の等級に至るまで、きわめて詳細かつ丁寧に説明している。このような丹念な記述は、日本で出版された中国法紹介の書籍のみならず、中国の書籍にさえも見るのが稀である。本論文には、このように高度かつ詳細な記述に至る所にちりばめられている。審査員は、この点を高く評価した。

これら詳細な叙述の目的は、中国の捜査機関がピラミッド型のヒエラルヒーを形成している事実を指摘することにあると見られる。日本においても、たとえば、検察官同一体の原則と上司の決裁とによって、検察官の独立性は必ずしも十分に機能していないと考える論者がいる。そういう意味では、たしかに日本の検察組織も一種のヒエラルヒーを形成してはいる。しかしながら、日本の検察官が独任制の官庁であることは否めないものであって、中国のヒエラルヒー構造とは異なるように思われる。

本論文では、公安機関が中央人民政府(国務院)に属する「公安部」を頂点とするピラミッド型の組織であり、それらが管轄し得る事件が細かく区分されている状況を、豊富な資料を駆使しつつ論述している。これらの記述は、末端の警察組織である警察

署[派出所]で働く刑事警察官たちが、上級機関である治安行政警察が本来担当すべき事件に駆り出され、あるいは専項行動・専項検査に時間を奪われ、また、厳しいノルマが課される中で、刑事警察官達が立ち働く状況を理解させるための「布石」である、と解される。この記述は、後述する第2・第3編の論述につながるものである。

本論文は、このように中国の刑事警察官が捜査を行うにあたって置かれている組織上・実際上の厳しい状況を描き出す。それは単に抽象的な叙述によるのではなく、さまざまな資料や根拠規定などを示しながら、具体的かつ客観的な叙述に徹している。たとえば、第4章では、中国の書籍でさえ触れることの少ない未決の収容施設について詳しく論じ、あるいは第5章で捜査の過程を述べるに当たって、逮捕[拘留]、勾留[逮捕]、連行[拘传]、取保候審[取保候审]、居住監視[监视居住]といった被疑者・被告人の身体拘束つまり強制措置[強制措施]を詳述する際の基本的な姿勢に表れている。

(2)第5章は身体拘束だけでなく取調べをも扱っているが、その関連で第2款において黙秘権を論じている。まず、日本における黙秘権および自己負罪拒否特権についての通説的な理解を略述する。この黙秘権に関する日本の通説の叙述、また「自己負罪拒否特権」に関するアメリカ連邦憲法第5修正と日本国憲法38条第1項との関係についての論述は、きわめて適切だと評価することができよう。

本論文は、中国語文献を駆使し、中国における黙秘権に関する論争について詳述する。中国刑訴法に「自己負罪拒否特権」の規定はあるが、黙秘権を明示的に定めた規定がない。そこで、中国では黙秘権が保障されていないと解するのが、日本における通説的な理解である。本論文は、このような表層的な理解が果たして妥当なのかという観点から、この問題に切り込んで行く。

本論文は、次のように論述している。中国刑訴法は「自己負罪拒否特権」を規定する(同法50条「何人に対しても自己が有罪であるとする証明を強制してはならない」)。この「自己負罪拒否特権」と黙秘権との関係が問題である。イギリスで発祥した「自己負罪拒否特権」の本来の趣旨は、「公判廷で」被告人に宣誓させて供述を義務づける「法律」を禁じることにあった。しかし、その後、「公判外 out-of-court」での供述拒否権つまり「黙秘権」が認識されるようになる。そのような歴史的経緯からすれば、今日では、自己負罪拒否特権と黙秘権とを区別する必要はない。両者は同じ概念であって、捜査・公判を問わず、被疑者・被告人に対して、「事実上」供述を強要することを禁じる原則だと解して良い、と何琳氏は言う。

本論文は、「自己負罪拒否特権」と黙秘権とを同一概念だと位置づけたうえで、次に、中国で被疑者・被告人に課される「ありのままに回答する[如实回答]」義務を中軸として、議論を整理している。そして、「ありのままに回答する」義務は、「真実を供述するように」義務付けるものではない、と何琳氏は主張する。また、松尾浩也氏の「黙秘権は、供述しないことを許すだけであって『虚言の自由』を認めるものではない」という記述や酒巻匡教授の「黙秘権は供述を拒み、沈黙する権利であって、もとより虚言の自由を認めるものではない」という記述を引きながら、黙秘権それ自体が、そもそも嘘を言う権利を保障したものではない、と指摘する。その上で、黙秘権には被疑者・被告人

が積極的に弁解する権利も含まれているのであって、黙秘権保障の明文規定がないことだけをもって、中国では黙秘権が保障されていないと見るのは妥当でないと言う。

何琳氏は、「ありのままに回答する」義務（中国刑訴法118条1項）とは、被疑者・被告人が、もし弁解をしたいのであれば、事実を誇張、ねつ造、または隠し立てせずに「ありのままに」回答しなければならない、という意味であり、「任意に供述する場合には、ありのままに答える義務がある」と解釈するのが正しい、と論じているのである。

もつとも、そうだとすると、中国には、「自白をすれば寛大に、自白を拒めば厳しく[坦白从宽、抗拒从严]」という刑事政策の原則がある。したがって、被疑者・被告人は実質的に自白を迫られるのではないか、という疑念が残る。この点について、本論文は、「たしかに、被疑者・被告人は供述を強要されない権利（黙秘権）を持つが、嘘を言う権利まで認められるわけではない。他方で、被疑者・被告人には弁解する機会が与えられなければならない。そうすると、被疑者・被告人が任意で供述する場合に、『ありのままに答える[如实回答]』義務を課し、被疑者の供述が真実であれば寛大な措置を執る[认罪认罚从宽]ことは、1つの立法政策として首肯し得るようにも思われる」と結論づけている。

何琳氏は、この結論で満足しているわけではない。上記の立法政策の是非こそが問われなければならないからである。このようにして、本論文の第2・第3編、つまり、警察官[公安]に対するインタビューやアンケート調査へとつながって行くのである。

(3)第1編第6章では、弁護権について論じている。本論文は、日本における通説的な理解、すなわち身体を拘束されていない被疑者には、弁護人依頼権（日本国憲法34条）の保障がないこと、在宅の被疑者には（日本）刑訴法30条によって「弁護人選任権」が保障され、さらに被疑者・被告人の親族等も「独立して」弁護人選任権が与えられたことを略述する。そのうえで、中国法における弁護権を考察している。

何琳氏は、日本と中国とでは、そもそも「弁護権」の概念が異なると指摘する。中国の弁護には、自己弁護[自行辩护]、依頼弁護[委托辩护]、指定弁護[指定辩护]、の3種がある。つまり、日本では弁護人「依頼権」や「選任権」に軸足があるのに対し、「中国では、被疑者・被告人自身が『弁護権』を有し、『自ら弁護権を行使する…ことができる』（中国刑訴法32条）」点に主眼がある、と言うのである。審査員の理解では、日本でも、被疑者・被告人は自らを弁護することができるし、そういう意味での弁護権を前提にしている。とは言え、たしかに本論文が指摘するように、「資格を有する弁護人を依頼する」（日本国憲法37条3項）ことに重きが置かれていることは否めない。

何琳氏は、「依頼弁護とは、被疑者・被告人が、自己の正当な権利[合法权益]を守るために、法律に基づき、弁護士その他の者に弁護を依頼[委托]（弁護権を委託）し、これらの者の協力を得て弁護活動を行うこと」だと述べる。つまり、被疑者・被告人は、まさに自己が有する「弁護権」に基づき、その行使を弁護士に「依頼」するのであって、その基本形は「自己弁護」にあると主張するのである。

このような彼我の相違に目を配りつつ、本論文は、中国における議論を詳細に検討している。中国における79年刑訴法から96年刑訴法を経て現行刑訴法に至る「弁護

権」に関する規定の変遷をたどり、その中で捜査段階での弁護士[律師]の活動がいかに制限されてきたか、そもそも弁護士[律師]に訴訟代理人たる「弁護人」の地位が認められてきたと言えるのか、といった議論を、数多くの文献をもとに論じている。たとえば、弁護士[律師]が被疑者との接見を申し出た場合、捜査機関は 48 時間以内に接見の手配をしなければならないが、他方で被疑者からの申出に対しては「上記の期間内に接見の手配をしないことができる」旨の司法解釈があり、接見交通権さえも制約されている事実を指摘する。

このような中国の法政策を批判するのは簡単である。しかし、本論文は、そのような批判の仕方はしない。審査員の見解では、日本においても、刑訴法 39 条 3 項を根拠に、捜査機関が接見指定をしてきたし、1988 年に「事件事務規程」が改廃されて、これまでの一般的指定制度が新しい通知事件制度に変わるまでには、接見指定をめぐる長い熾烈な争いが続いていた。何琳氏は、日本でも弁護人との接見「を阻害する運用がなされた」し、「一般的指定制度によって弁護人の接見は制限されてきた…。〔中国で刑訴法の改正があったが〕条文が変われば、即日、運用も変わるというわけではない。捜査を担当する人々[公安]の意識が変わらなければならない。第 2 編、第 3 編で見ると、若い世代の警察官[公安]の意識は次第次第に変わりつつあるように、私には思われる」と述べる。

(4)このようにして、本論文の論述は、第 2 編 (インタビュー) と第 3 編 (アンケート調査) へと移る。第 2 編では、何琳氏が中国で実際に捜査活動に立ち会って一緒に働いた警察官[公安] 14 名へのインタビューが、同氏のコメントおよび注釈と共に掲載されている。

そこで活写されるのは、中国における刑事捜査の生々しい実態である。すでに述べたように、刑事警察官[公安]らは、本来は治安行政警察がなすべき仕事に駆り出され、専項行動・専項検査などによって貴重な時間を割かれる一方で、ノルマを課される。しかも予算が削減される中で、刑事事件の捜査に従事するのである。捜査人員が圧倒的に不足している状況のもとで、たとえば、「捜査官 2 人で被疑者を取り調べなければならない」旨の規則が「常に遵守されている」と答える警察官は 52.6 % しかないというアンケート結果が示される。しかし、本論文は、この結果から「中国の警察官は遵法意識が低い」といった表層的な批判をするわけではない。

本論文では、取調べに際し捜査官が被疑者に暴行を加える点についても、インタビューおよびアンケート調査の結果を掲げている。審査員の理解によれば、日本では一般に、警察官が取調べで暴力を振るうのは自白獲得が目的だと解されている。しかし、本論文のアンケート調査によると自白獲得目的の暴行は 25.9 % に止まる。インタビューやアンケートから明らかになるのは、中国共産党の政策を教え導くことが大事だという意識であり、逮捕時に暴れる被疑者を制止するため (同 23.5 %)、被疑者が同僚を殴ったことに対する仕返し (同 24.7 %)、あるいは物的証拠があつて弁解の余地のない状況であるにも拘わらず否認を続ける被疑者に対するいらだち (同 20.4 %) が、暴力をいざなうという現実である。もっとも昨今では、中国でも法規の厳格な遵守が求められる。しかも、取調べにあたって暴力を振るえば、インターネットなどで暴かれ

て失職につながるという現状がある。本論文は、これらの状況から若い警察官の間では意識改革が徐々に進んでいることを、アンケートへの回答で示している。

また、警察官が弁護士に対して抱く侮蔑の念（210 頁「私は、接見交通には反感を持っている。刑事弁護士は教養がない」、267 頁「教養がない弁護士を被疑者と接見させることを考えると、やはり接見させたくない」）が、被疑者と弁護士[律師]との接見交通を実質的に妨げる要因ともなっている。また、弁護士が捜査機関に抗議しない実情と理由をも明らかにしている（208 頁「刑事弁護士は手続について、ほとんど文句を言いません。…手続について文句を言うと、警察官[公安]や検察官・裁判官が次から事件を紹介してくれなくなります」）。警察官の弁護人に対する反感もまた、われわれ日本人がかつて通ってきた道だという感慨を、審査員は持った。そして、本論文におけるインタビューやアンケートは、単なる条文解釈を超え、中国の実情を指摘することによって、ひるがえって日本の刑事捜査の在り方をも考えさせるものになっている点を高く評価したい。

その他にも、中国の捜査段階についての新しい知見を、随所にわたって本論文から得ることができる。これらは、中国刑事訴訟法の教科書類からは窺い知ることのできないものである。この点に本論文の最大の意義があるとも言えるかもしれない。例えば、各級公安機関の法制処が立法機能のほかに最近まで労働矯正処分の決定等について重要な機能を有してきたこと（172 頁）、強制措置中の取保待審において、かつては保証金による保障が主であったこと、それは保証金が公安職員のボーナスに充てられたことがその理由だったが、近年は専用口座への振込みに切り替えられたために保証人による保障が主流になったこと（182、183 頁）、公安が取調べ中に行う録音・録画は被疑者が自白を覆す可能性がある場合に限って用いられてきたこと（266 頁）、逮捕[拘留]と勾留[逮捕]の関係について、自首してきた被疑者であって態度も良好な者に対しては逮捕せずに直接勾留すること（185 頁）、被疑者の身柄拘束には、身柄拘束期間の制限が及ばない戒毒所[強制隔離戒毒所]が活用されていること（194 頁）などなど、教科書類の記載からは知ることのできない多くの知見を本論文を通じて得ることができるのである。

(5)最後に、本論文が客観的な叙述を心がけている点を高く評価しておきたい。数多くの資料の呈示によって、第 2・第 3 編で見られる警察官の赤裸々な発言さえも、中国の実情を映し出す客観的な鏡として受け取ることができる。翻って、それらの叙述は、われわれ日本人が中国の法制度を安易に批判することを、やんわりとたしなめてもいる。裏を返せば、われわれ日本人の既成概念に反省を迫るものでもある、と言えよう。

以上のように高く評価できる論文ではあるが、若干の注文を付けておきたい。たとえば、第 3 編でアンケート調査の結果に個別的に意見や注を付すのではなく、第 1 章「総論」を設け、何琳氏の意見をまとめて示すなどの工夫が欲しい。第 2 編でも総論的な論述がほしかった。もっとも、これは「無い物ねだり」であって、本論文全体の評価を損なうものではない。本論文は、日本の刑事訴訟法の解釈にとって有意義な知見を与えるのみならず、実証的分析を重視して今後の中国捜査法研究の新たな方向を示したものとして、きわめて高く評価することができる。

Ⅲ. 結論

以上の審査の結果、後記の審査員は、全員一致をもって、本論文の執筆者である何琳氏が、博士（法学）（早稲田大学）の学位を取得するに値するものと認める。

2018年1月12日

審査委員

主査 早稲田大学教授 博士（法学）（北海道大学） 寺崎嘉博（刑事訴訟法）

早稲田大学名誉教授 博士（法学）（早稲田大学） 小口彦太（中国法）

早稲田大学教授 法学博士（北海道大学） 本間靖規（民事訴訟法）

早稲田大学教授 博士（法学）（立教大学） 松澤 伸（刑法）

IV. 修正対照表

【付記】

本審査委員会は、本学位申請論文の審査にあたり、下表のとおり修正点があると認めましたが、いずれも誤字・脱字等軽微なものであり、博士学位の授与に関し何ら影響するものではないことから、執筆者に対しその修正を指示し、今後公開される学位論文は、修正後の全文で差し支えないものとしたので付記する。

博士学位申請論文修正対照表

修正箇所 (頁・行等)	修正内容	
	修正前	修正後
83 頁 2 行	(第 6 章冒頭)	(第 5 章冒頭)
122 頁 5 行	第 3 項 <u>氏名</u> 手配	第 3 項 <u>指名</u> 手配
122 頁 6 行	1. <u>氏名</u> 手配の承認と実行	1. <u>指名</u> 手配の承認と実行
122 頁 19 行	2. <u>氏名</u> 手配令	2. <u>指名</u> 手配令
167 頁 4 行	中国△△市において *本論文掲記の都市名は仮名(記号表記)だが、実在の都市と照らし合わせた記号を使っている。△△は、その意味で誤記である。	中国●◎市において
168 頁 10 行	市中区刑事捜査 <u>大</u> 隊が 9 隊 *該当文で B 氏が「9 隊」と言っているのは、現在廃止されている「私服警察」をも含む意味(169 頁を参照)なので、この点は修正不要と認める。	市中区刑事捜査 <u>中</u> 隊が 9 隊
193 頁 13 行	「2 人制」 <u>守</u> られている	「2 人制」 <u>が</u> 守られている
196 頁 6 行	自白 <u>と</u> 取ることだ。	自白 <u>を</u> 取ることだ。